

資料 7-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修受講について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(訪問系を除く。)及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等においては、厚生労働省告示に規定される実務経験を満たし、かつ、サービス管理責任者等研修等を受講した者をサービス管理責任者(障害児通所支援等においては児童発達支援管理責任者。以下、総称して「サービス管理責任者等」という。)として配置する必要があります。

サービス管理責任者等については、平成31年4月より研修体系が見直され、サービス管理責任者等基礎研修(以下、「基礎研修」という。)及びサービス管理責任者等実践研修(以下、「実践研修」という。)の両研修を修了することが要件となりましたが、令和3年度までに基礎研修を修了した者については、基礎研修終了後3年間に限り、実践研修を未受講であってもサービス管理責任者等として配置すること(以下、「みなし配置」という。)が可能であり、3年が経過するまでに実践研修を受講することとされていたところです。

なお、平成31年3月31日以前に旧サービス管理責任者等研修を修了した者については、令和6年3月31日までにサービス管理責任者等更新研修(以下、「更新研修」という。)を受講する必要があります。以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度として5年度ごとの各年度の末日までに更新研修を受講する必要があります。

上記各研修の受講期限内に研修の受講が完了しない場合、サービス管理責任者等欠如減算の対象となりますので、各事業所様におかれましては、配置しているサービス管理責任者等の研修受講について管理を徹底していただくとともに、各研修の修了者につきましては、下記のとおり本市へ報告していただくようお願いいたします。

記

1 研修受講の修了報告について

実践研修または更新研修修了者については、研修受講修了証の写し及び必要事項を記載した届出書(別添のもの)をメールまたは郵送等にて千葉県役所障害福祉サービス課宛てにご提出ください。

2 期限までに受講できなかった場合の取扱いについて

基礎研修修了後、みなし配置期間終了前までに実践研修を受講できなかった場合や更新研修を期限までに受講できなかった事業所については、サービス管理責任者等配置の要件を満たしていないことになり、サービス管理責任者等の欠如減算が適用され、またサービス管理責任者等が欠如している間に個別支援計画の見直しの時期が到達した方については個別支援計画未作成減算が適用となります。その場合、速やかにその旨を届け出るようお願いいたします。また、人員配置基準を満たすように速やかに必要な措置を講ずるようお願いいたします。

資料 7-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

3 研修受講期限の考え方

【実践研修】

- (1) 令和 4 年 3 月 31 日までに基礎研修を修了した者
基礎研修終了後、3 年間の間に受講することが必要。
(例) 令和 2 年 7 月 5 日付の研修修了証が交付されている場合、受講期限は令和 5 年 7 月 4 日
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降に基礎研修を修了した者
基礎研修修了のみでサービス管理責任者等として配置することは不可。
(実践研修を受講するには基礎研修終了後 2 年間の実務経験が必要。)

【更新研修】

- (1) 平成 31 年 3 月 31 日までに旧サービス管理責任者等研修を修了した者
令和 6 年 3 月 31 日までに第 1 回、以降、受講年度の翌年度を初年度として 5 年度ごとの各年度の末日までに更新研修を受講することが必要。
(例) 令和 4 年 8 月 10 日に更新研修を修了した場合、次回受講期限は令和 11 年 3 月 31 日
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日以降にサービス管理責任者等研修等を受講した者
実践研修修了年度の翌年度を初年度として 5 年度ごとの各年度の末日までに更新研修を受講することが必要。
(例) 令和 3 年 12 月 20 日に実践研修を修了した場合、次回受講期限は令和 10 年 3 月 31 日

4 参考

【サービス管理責任者の要件について】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1

【児童発達支援管理者の要件について】

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

【千葉県ホームページ：障害福祉に関する研修】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/kenshuu/index.html>